

**P Xシリーズ・あんしん給与[2023年04月版]への更新前に  
令和5年4月1日以降の雇用保険率で計算する方法**

令和5年4月からの雇用保険率の改正に対応したP Xシリーズ・あんしん給与[2023年04月版]を令和5年4月4日（火）から提供します。

給与締日等の関係で、P Xシリーズ・あんしん給与[2023年04月版]への**更新前**に令和5年4月1日以降の雇用保険率で計算したい場合の方法を下記のとおりご案内いたします。

**1. [2023年04月版]の到着前に改正後の雇用保険率に基づき給与計算を行う場合の対処方法**

会社情報タブ「3 労働保険情報」（あんしん給与の場合は、会社・社員タブ「労働保険」）で次のとおり設定を変更します。

なお、当変更は、旧保険率で計算する給与の支給日の翌日以降に行ってください。その前に変更すると旧保険率で計算した給与が未計算に戻ります。

(1) 画面上部の「雇用保険料入力」ボタンをクリックすると、新保険率が入力可能になります。

「適用事業の種類」欄の設定により、次の保険率を入力してください。

| 行 | 「適用事業の種類」欄<br>の設定内容 | 「雇用保険率」欄<br>に <input type="text"/> する保険率 | 「従業員負担分」欄<br>に <input type="text"/> する保険率 |
|---|---------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1 | 一般                  | 15.5                                     | 6.0                                       |
| 2 | 農林水産・清酒製造業          | 17.5                                     | 7.0                                       |
| 3 | 建設業                 | 18.5                                     | 7.0                                       |

## ■会社情報タブ「3 労働保険情報」（一般の場合）

労働保険番号： 09 1 11 122334 - 55 提出先公共職業安定所：

雇用保険  
☒ 加入 ☐ 非加入  
 雇用保険事業所番号： 0911 - 112233 - 4  
 保険関係成立年月日： 昭和 59 年 4 月 1 日  
 適用事業の種類： 一般  
 新保険率使用開始日： 令和 4 年 10 月 1 日  
 保険料の端数処理： ☒ 50銭以下切捨、50銭1厘以上切上（従業員負担分） ☐ 円未満の端数切捨て

雇用保険率（単位： /1000） 旧保険率確認

| 期間                                 | 雇用保険率 | 従業員負担分 | 事業主負担分 |
|------------------------------------|-------|--------|--------|
| 令和 4年 4月 1日から<br>令和 4年 9月30日までの保険率 | 9.50  | 6.00   | 3.50   |
| 令和 4年10月 1日から<br>適用の新保険率           | 13.50 | 5.00   | 8.50   |

労災保険  
☒ 加入 ☐ 非加入  
 保険関係成立年月日： 昭和 59 年 4 月 1 日

労災保険率（単位： /1000）

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 令和 4年 3月31日までの旧保険率 | 5.500 |
| 令和 4年 4月 1日適用の新保険率 | 5.500 |

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一般拠出金率： 0.02 /1000

F1 前項目 F4入力終了 F10フルメニュー

## 2. 令和5年4月以後支給の給与の雇用保険料を改正前の雇用保険率で計算・支給済の場合の扱いについて

最寄りの労働局にご確認ください。

なお、TKCシステム開発研究所から栃木労働局に確認したところ、例えば、給与締日が令和4年3月末で支給日が4月の場合、支給額は3月末で確定することになるため、3月末締め4月支給の分は改正前の雇用保険率で計算しても差し支えないとのことでした。

## 3. 【ご参考】令和5年4月からの雇用保険率の改正内容

令和5年4月1日から適用される雇用保険率が、次のとおり引き上げられます。

（カッコ内は従業員負担分）

| 行 | 適用事業の種類    | 令和4年10月1日から<br>令和5年3月31日まで | 令和5年4月1日から<br>令和6年3月31日まで |
|---|------------|----------------------------|---------------------------|
| 1 | 一般（行2、3以外） | 13.5/1000(5.0/1000)        | 15.5/1000(6.0/1000)       |
| 2 | 農林水産・清酒製造業 | 15.5/1000(6.0/1000)        | 17.5/1000(7.0/1000)       |
| 3 | 建設業        | 16.5/1000(6.0/1000)        | 18.5/1000(7.0/1000)       |

以上